

## 八幡市競争入札心得第 12 条第 12 号の運用について

令和 8 年 2 月  
八 幡 市

八幡市競争入札心得第 12 条第 12 号の運用について、次のとおり定める。

### 1 有効としない内訳書について

#### (1) 内訳書の未提出等

- ア 内訳の全部又は一部が提出されていない場合
- イ 内訳書とは無関係な書類が提出された場合
- ウ 他の工事等の内訳書である場合
- エ 内訳書が白紙である場合
- オ 内訳書が特定できない場合

#### (2) 内訳書内容の不備

- ア 内訳に必要な工種等に未記載又は誤りがある場合。ただし、誤字・脱字の程度が軽微であるなど、当該工事の工種等であることが明らかなものは有効とする。
- イ 入札書記載金額と内訳書の合計額（工事価格）が相違する場合
- ウ 工事名又は商号（名称）に未記載又は誤りがある場合。ただし、電子入札システムで提出された場合や誤字・脱字の程度が軽微であるなど、当該工事の内訳書であることが明らかなものは有効とする。
- エ 本市が各入札の工事費内訳書様式で指定した材料費、労務費又は法定福利費等の必要経費に未記載がある場合

### 2 内訳書の再提出について

入札書を提出した者は、必要に応じ内訳書を再提出することができる。内訳書を再提出する場合は、入札担当課へ事前に電話又は来庁による申出を行い、入札担当課が指示する日時（指示がない場合は、開札予定日時）までに、紙による持参又は FAX 送信等により提出することとする。なお、再提出された内訳書は、入札担当課で受理した時点で有効とし、この場合、再提出前の内訳書は効力を失うものとする。

### 附 則

この通知は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。